



八木小だより

令和 7年 4月 9日
船橋市立八木が谷小学校
船橋市八木が谷2-3-1
TEL 047-447-6728

☆☆☆ 令和7年度始動 ☆☆☆

このたびの定期異動により4月1日に八木が谷小学校の校長として着任しました福井英人と申します。これからどうぞよろしくお願いいたします。

今年度、本校は16学級、児童数498名、教職員35人でスタートします。私たち教職員は新体制のもと、子供たちに会えることをとても楽しみにしていました。本校の学校教育目標は「心豊かに、たくましく生きぬく、八木が谷っ子の育成」です。めざす児童像は「思いやりのある子。考える子。じょうぶな子。」としています。

保護者の皆様、地域の皆様と教職員が連携し、本校の子供たちを育てていきます。本校の教育活動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

職員一覧 (☆：着任者 ○：学年主任)

校長		養護教諭		用務員	
教頭		栄養士		支援員	
教務		県事務		スクール カウンセラー(市)	
音楽専科		市事務		(県)	
算数専科		学校司書		スクール アシスタント	
算数専科		高学年専科		スクール アシスタント	
長期研修生		初任者指導		スクールサポート スタッフ	

学級担任一覧

	1組	2組	3組
1年			
2年			
3年			
4年			
5年			
6年			

スクールカウンセラー(SC)の紹介

学校には、スクールカウンセラー(臨床心理士)が配置されています。原則毎週月曜日、月に2回程度原則木曜日に、カウンセラー室にて相談活動を行っています。相談は、児童の他、保護者の方々もお子様についての相談ができます。相談には事前予約が必要です。お問い合わせ及び相談予約は教頭又は担任等までお願いいたします。

学校における携帯電話の取扱いについて

船橋市では、小中学校における携帯電話の取扱いについて、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止となっております。ただし、登下校中など携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合は、保護者から学校に対し、携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請し、面談や申請書の提出等を経て、例外的に持ち込みを認めるとなっております。

校内所持が必要であるとお考えのご家庭においては、連絡帳等で担任へその旨をお知らせください。学校から「携帯電話校内所持願」用紙をお渡ししております。ご家庭で必要事項を記入・押印、提出し、約束を守ってくださることで許可をしたいと思います。なお、約束違反があった場合には、許可を取り消させていただきます。また、所持願は学年が変わるごとに提出をお願いします。趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

学校ネットパトロール実施について

船橋市教育委員会では、児童生徒がインターネット上でのトラブルに巻き込まれる危険性がある書き込みや不適切な画像等の早期発見・早期対応を行うことで、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守るために、学校ネットパトロールを実施しております。つきましては、特に問題のある投稿・書き込み等が検出された場合には、投稿削除などのご協力をいただくこともございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。また、インターネットのサイト上に誹謗中傷や個人情報等が掲載されている等、気になることがございましたら、学校へご連絡ください。

就学援助制度のお知らせ

「就学援助制度」は、経済的な理由で学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は校外活動費等の補助や給食費の免除が受けられます(但し、学校徴収金は納付が必要です)。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和7年度就学援助 申請書 兼 同意書」(市ホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や傷病による失業等特別な事情がある方は令和7年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。

問合せ先：就学援助制度について 学務課 047-436-2852

学校給食費について 保健体育課 047-436-2418

市ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html>

※船橋市外から通学されている方は住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。